

## あま市地域福祉計画推進委員会要綱

あま市地域福祉計画策定委員会要綱（平成24年あま市告示第51号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づくあま市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び施策の推進に関し、市民等からの意見を広く聴取し反映させるため、あま市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) あま市地域福祉計画の策定及び検証に関する事項
- (2) 庁内関係部局調整会議等の報告を踏まえ、あま市地域福祉計画に基づき実施される施策の進捗管理及びその改善方策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### （組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 保健・医療関係代表
- (2) 社会福祉関係代表
- (3) 高齢福祉関係代表
- (4) 児童福祉関係代表
- (5) 教育関係代表
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

### （任期）

第4条 委員の任期は、任期中の計画における最終年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名する。また、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### （会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

### （庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

### （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。